# 社会福祉法人清明福祉会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清明福祉会(以下「本会」という。)定款第8条及び第21条に規程する役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬の額)

- 第2条 報酬の額は、予算の範囲内において評議員会の決議によって定めるものとする。 評議員に対して、評議員会等出席毎に3,000円を、報酬として支給することができる。 但し、評議員の各年度報酬総額は、150,000円を越えない範囲とする。
  - 2 理事及び監事に対して、理事会等出席毎に3,000円を、報酬として支給することができる。但し各年度理事及び監事の報酬総額は180,000円を超えない範囲とする。

## (費用弁償)

第3条 費用弁償は、社会福祉法人清明福祉会旅費規程の定めにより支給するものとする。

## (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は理事長が別に定める。

## 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。